

教育相談業務



教育相談とは…



- 学校生活のこと（不登校、学習、進路、友人関係、いじめ、部活 等）
- 家庭生活のこと（しつけ、親子関係 等）
- 発達に関すること（落ち着かない、コミュニケーションの問題）
- 問題行動のこと（家出、万引き、非行行為 等）

嘉手納町内の児童生徒に関する相談業務を行っています。

※対象は町内児童生徒及び保護者、学校関係者等

相談方法

- (1) 面接による相談（来所、学校訪問、家庭訪問）
- (2) 電話等による相談（メール、手紙）
- (3) 定期学校訪問相談（定期的に町内小・中学校を巡回）



スクールカウンセラー（臨床心理士）と教育相談員が対応します。

児童生徒及び、保護者の皆様が安心して相談できるよう、話した内容は秘密を守ります。ひとりで悩まず、気軽に声をかけて下さい。



★相談室の様子★



TEL：098-957-1717

連絡先

メール：seishounen-c@town.kadena.okinawa.jp

（メールについては24h受付可）

時間：9時～17時（月～金）

